

大阪府と株式会社エイチ・アイ・エスとの海外ビジネス支援に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社エイチ・アイ・エス（以下「乙」という。）とは、大阪府の中小企業等の海外展開支援施策に関して一層の連携と協力関係を深めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が密接に連携しながら、世界市場の開拓に積極的に打って出る大阪企業の挑戦を支援し、中小企業等の海外展開支援サービスの向上を図ることおよび外国企業への投資誘致に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、適用される法令の範囲内で、次の事項について連携し、協力する。

- （1）企業等の海外展開支援に関すること
- （2）セミナー実施に関すること
- （3）乙は日本に投資意欲のある外国企業に対し、甲の情報を提供すること
- （4）乙は甲に対し、大阪企業の利用傾向等の統計情報を提供すること
- （5）その他相互に支援、協力することが有益であると認められる事業

2 前項に定める連携事項は法的拘束力を持たないものとする。本協定に基づく具体的な事業の策定及び実施等については、その都度協議し合意の上、双方協力のもと実施することとし、甲及び乙は、第1条の目的を実現するため誠意をもって努力するものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面にて更新しない旨の通知をした場合を除き、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に定めのない事項および本協定の実施に関する重大な事項に関して疑義等が生じたときには、双方協議の上、別途定めることとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自各1通を保有する。

平成28年12月6日

甲 住所 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府知事

（自署）

印

乙 住所 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー29階
株式会社 エイチ・アイ・エス

代表取締役

（自署）

印